

平成25年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金 (義務的拠出金)	担当部局庁	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定) 年度	平成17年度	担当課室	地球環境課	課長 杉中 淳				
会計区分	一般会計	政策・施策名	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3	関係する計画、通知等	ロッテルダム条約第18条第4項及び第1回締約国会議決定					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策定したものである。本条約事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮することが可能となる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1996年9月にロッテルダムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が採択された。2004年2月24日に発効し(我が国は同年6月に締結)、2013年5月現在、152か国が締結している。条約事務局の機能は、ジュネーブのUNEPケミカル及びローマのFAO事務局によって提供されている。条約事務局の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (1) 締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4) 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行など							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	35	34	22	23		
		補正予算	-	-	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-		
		計	35	34	22	23		
	執行額		35	34	22			
	執行率(%)		100%	100%	100%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	条約の下で、締約国が有害化学物質の輸出入に関する情報交換の推進と、各国における輸出入に関する意思決定手続きの策定に向けた締約国の活動を支援した。		成果実績	32種の有害化学物質につき、152カ国の締約国間の輸出入に際し、事前のかつ情報に基づく手続きを義務づけている。				
			達成度					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	締約国会議(COP)及び化学物質審査委員会の開催支援、回章の発出、各国担当者用解説書の作成等の活動のために使用された。		活動実績 (当初見込み)	拡大合同COP、化学物質審査委員会、途上国向けワークショップを開催。	第5回COP、化学物質審査委員会を開催	化学物質審査委員会、途上国向けワークショップを開催。	第6回COP・第2回拡大合同COP、化学物質審査委員会を開催予定。	
単位当たりコスト	(1)締約国会議(2013年)の開催準備:495,202米ドル (2)化学物質審査委員会開催(スイス・ジュネーブで5日間):433,569米ドル (3)出版物経費(電子版含む):19,150米ドル (4)条約実施担当向け資料集作成:118,919米ドル (5)データベース・同意維持経費:40,000米ドル		算出根拠	第5回締約国会議決定14(2012-2013年PIC条約信託基金(RC基金)予算)に基づき記載。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	ロッテルダム条約(PIC条約)拠出金	23						
	計	23						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ロッテルダム条約の下で、我が国を含む締約国が、有害化学物質の国際貿易に際し、事前かつ情報に基づく同意の手続をとるために必要な活動に使用されている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	ロッテルダム条約の下で規制対象となっている有害物質の国際貿易が適切に行われるためのガイドライン、ツールキット等の作成、途上国の活動に対する支援、事務局の活動経費等、条約の目的に即し真に必要な用途に限定して支出している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	ロッテルダム条約は、規制対象となる有害化学物質の国際貿易に際し、取り扱いに関する情報共有、輸出に際しての通報手続等を定めており、我が国を含む締約国は、国内法制の整備等を通じて、これらの義務を着実に遵守している。また、規制対象物質は、採択当時26物質(1998)年であったが、その後、条約の下部機関における審査・検討を経て、32物質へと増加(2012年)。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	(1)第6回締約国会議(2013年5月)において2014年及び2015年の予算審議が行われ、各国の厳しい財政状況を踏まえ、日本から必要最不可欠な活動のみに予算措置を行うべきである等主張した結果、対前2か年比必要最小限の1.6%の予算案で合意した。 (2)PIC条約は、バーゼル条約及びPOPs条約との協力及び連携のプロセスが進展しており、2011年4月に3条約共同事務局が発足、事務局運営経費などの項目で100万ドル以上の大幅な効率化を実現した。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	53	平成23年	45	平成24年	67